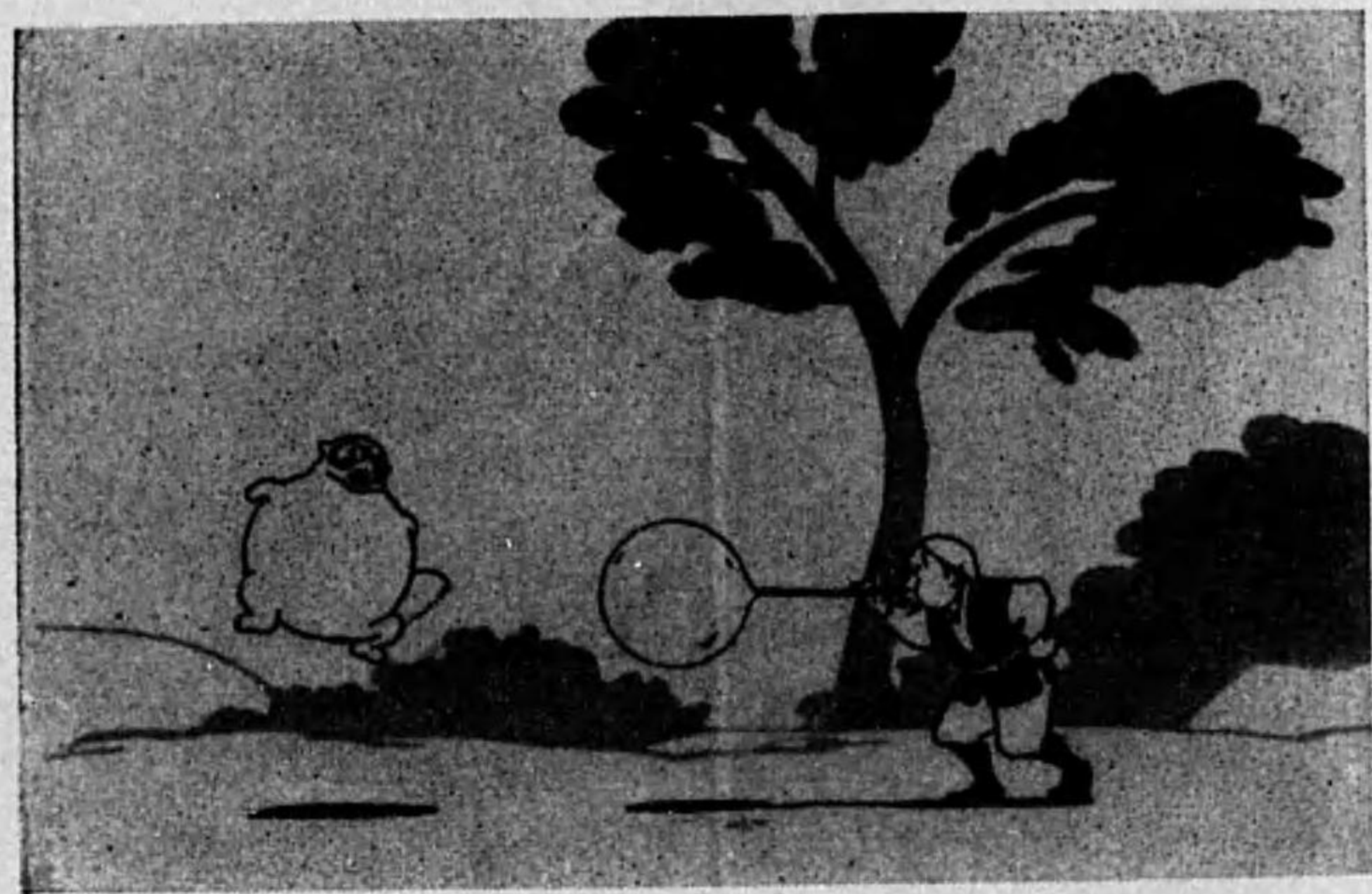


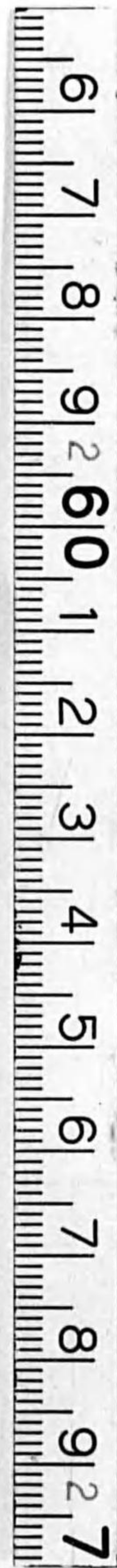
文 部 省
教 育 映 畫 時 報



5

昭 和 六 年 三 月

文 部 省 社 會 教 育 局



始



目次

一、新作映畫解説

鹽の話

鯨

二、教育映畫限定に關する努力(ユレス・デスレー氏)

内外教育映畫時報

民衆娛樂調査委員會

ローマ教育映畫國際學院の近況

教育映畫關稅撤廢運動

文部省映畫近況

四、フィルム頒布に就いて

五、フィルム貸與に就いて

六、文部省製作映畫目錄

發行所寄贈本

一一

一七

三〇

三〇

三四

三五

三八

四〇

四二

四五



279-56



新作映畫解説

鹽の話

本映畫は、我が國に於ける製鹽法につき説述したもので、専賣局山口縣三田尻試験場の盡力により鹽田作業・機械製鹽・専賣局に於ける鹽の検査・買上げの實況等製鹽業の實際を説示したものである。

内容

第一卷

鹽は我々の生活に一日も無くてはならぬものである。

鹽には岩鹽と海鹽の二種がある。

發行所の印本

六、文部省製鹽調査員報告書……………四七

五、岩鹽の採取と製鹽……………四二

四、海鹽の採取と製鹽……………三六

三、文部省製鹽調査員報告書……………三〇

二、文部省製鹽調査員報告書……………二四

一、文部省製鹽調査員報告書……………一八

全二卷

(大字は字幕、小字は説明字句)

我國には岩鹽の産出がなく、鹽田法と稱する我國獨特の方法によつて古くから行はれてゐる。

臺灣朝鮮關東州には天日製鹽の方法が行はれてゐる。



天日製鹽法は、粘土質土壤で漏水せぬ様に造つた鹽田に海水を湛へておき、日光風力によつて次第に水分を蒸發せしめ自然に鹽を結晶せしめる方法である。

鹽田法では、鹽田上の細砂を媒介として海水から濃い鹹水(鹽分を多量に含める水)を作り、是を煮詰めて食鹽を製出するので、採鹹と

煎熬(煮詰め)との二つの仕事がある。

採鹹

揚濱鹽田法 海水を人力によつて鹽田の砂にかけ乾し鹹砂を作る法。

この製鹽法は、東北、北陸、山陰等の諸地方で行はれてゐる。

入濱鹽田法 海水を鹽田の砂に自然に滲透せしめて鹹砂を作る法。

我國内地では、大概、入濱鹽田法によつてゐる。

入濱鹽田は、海岸の干潟の砂地に築造し、堤防を以て波浪を防ぎ、一區劃一町七反内外に分ち、數條の溝渠を作り、之れに海水を導く。

入濱鹽田は、漏水せぬ粘土を底として礫砂を積み、その上にうすく粘土を敷きその上に砂を撒いて作られてゐるので、溝渠から海水を通すと砂の下になつてゐる礫砂の間を海水が流れる構造になつてゐる。

入濱鹽田作業 山口縣佐波郡中ノ關町鹽田

鹽田作業 先づ細砂を鹽田に撒く。

撒砂の使ひ方に依つて二段式三段式の別がある。

次に鍬をひいて塊を碎き板をかけて地盤に平に密着させる。

こうして鹽田に砂を撒き終ると。

溝渠の海水を撒いて呼び水として滲出蒸發を促す。

そこで豫て溝渠から引き入れられ、鹽田の底を流れてゐる海水は、上からしみ込んでくる呼び水に誘はれ砂止の水分の蒸發に伴つて次第に上層へ滲み上ることとなるのである。かくて

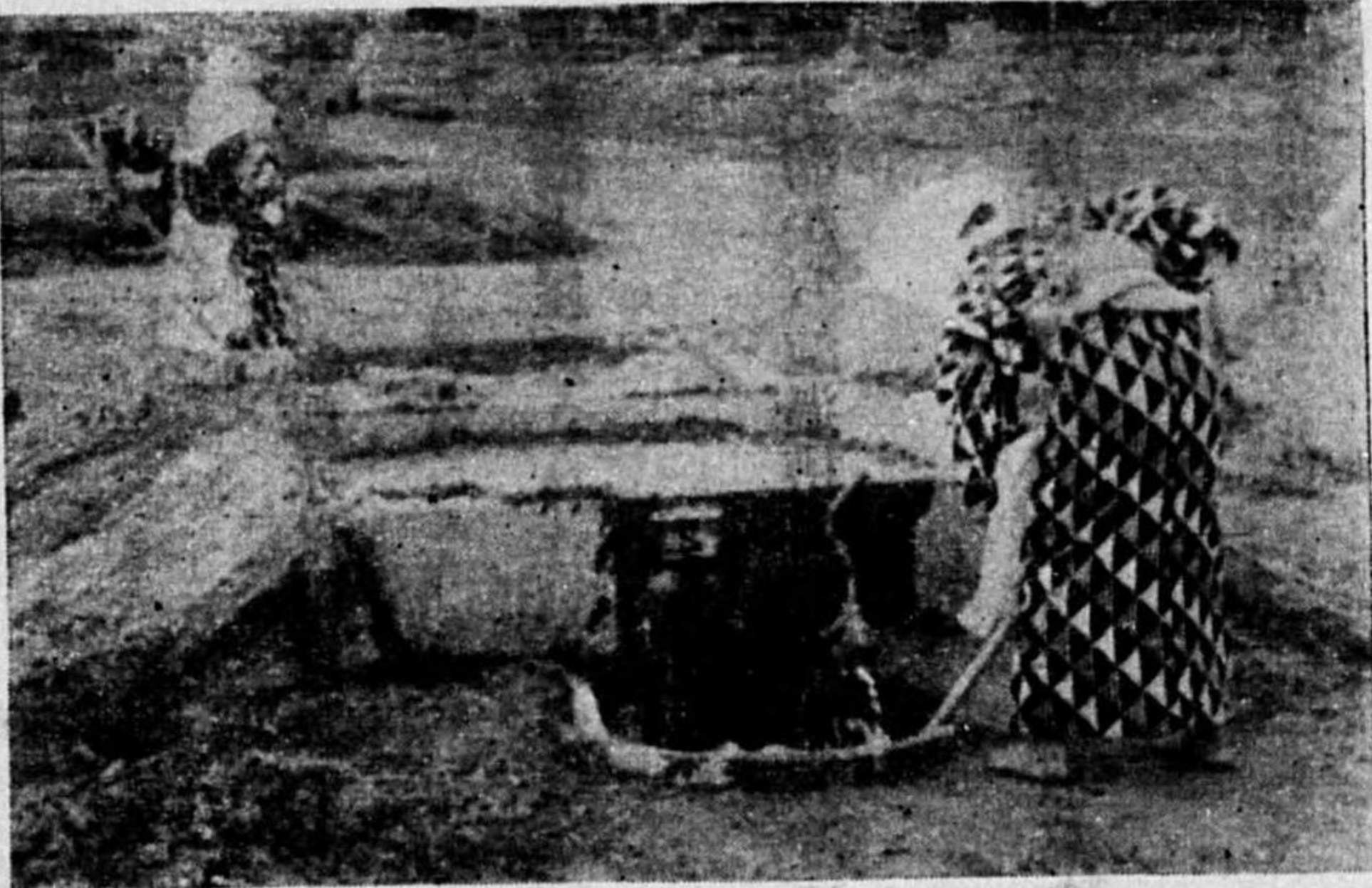
溝渠に導いた海水は、鹽田の下層から滲出して次第に上層に、撒砂に出で、日光風力によつて水分を蒸發し、鹽分だけ撒砂に残ることとなる。

溝渠

成るべく多く鹽分を砂に附着せしめるため、日々數回鍬を引いて細砂を掻きませ乾燥を促します。

鹽分が充分撒砂に附着した頃を見計つて之れを集め、沼井なまいに入れる。

沼井に入れた細砂(鹹砂)は平にならし、之れに海水をかけて溶かすと、沼井の底から濃い鹹水となつて



流出し、前壺に溜る。

前壺。

前壺へ溜つた鹹水は、之れを汲み上げて鹹水溜へ送ります。

鹹水溜上屋。

鹹水溜から濾過槽に送り、清澄にして、之れを煎熬場(煮詰場)へ送る。

煎熬法には機械煎熬と平釜煎熬の二方法がある。

平釜煎熬法。

我國に於て古來行はれてゐる方法である。

釜屋

平釜

今日では鐵釜を使つてゐるが、昔は石釜を使つた。

鹹水濾過器

濾過槽から送られた鹹水は、一時豫熱槽に止めて次に平釜に入れる。

鹹水を豫熱槽に入れるのは、平釜に入れてから少しでも熱することを少くする爲である。

平釜に入れた鹹水を煮詰めると結晶して鹽が出来る。

鹽の結晶する有様を顕微鏡で見ると、

鹽の結晶

出來た鹽は掬ひ上げて居出場へ入れ、苦汁を抜いて包装する。

居出場。

居出場は管子の上にアンペラが敷いてあつて、その上へ出來た鹽（焚上鹽）をのせると苦汁が滴下し、食鹽が自然に乾燥するやうに出來てゐる。苦汁は製藥その他の原料になる。

斯うしてその地の専賣局收納所へ運ばれ、斤量品質を檢查し、等級をつけて買ひ上げる。
廣島地方専賣局 三田尻出張所

機械製鹽法

機械製鹽の方法は、鹽田から採つた鹹水又は臺灣朝鮮から來る粗製鹽を精製して食鹽を造る。

機械製鹽の機械には、加壓式製鹽機、S T式製鹽機、真空式製鹽機等がある。

加壓式製鹽機 専賣局三田尻試験場

蒸氣利用のS T式製鹽機——専賣局三田尻試験場

平釜開放式製鹽方法に於て徒らに散逸せしめつゝある蒸氣熱を適當に利用し可及的燃料の節約を計らんとするものである。

精製鹽や食卓鹽は機械で造る。

次に一例として真空式製鹽機をあげる。

真空式製鹽機

廣島地方専賣局三田尻出張所向島工場

歐米に於て行はるゝ最新製鹽法にして、燃料の節約、結晶微細品質一定、必要面積の僅少等がこの設備の特長である。

真空式食卓鹽製鹽機 廣島地方專賣局下松工場

我國に於ける鹽の產地

香川、兵庫、山口、岡山、廣島、徳島、愛媛、愛知、大分、福岡、鹿兒島、沖縄、宮城、石川、

年産額内地約十一億斤

臺灣、朝鮮、關東州、約七億斤

計 十八億斤(七十六億七千萬疋)

鹽は又醫藥に科學工業にその用途は實に廣汎なものである。

鯨

宮城縣金華山沖に於ける壯快なる「まつこウ鯨」捕獲の實況及捕鯨會社に於ける捕獲鯨處理の模様等を示し、加ふるに鯨の効用をも説示したる映畫である。

内 容

第 一 卷

鯨は、海洋に棲む巨大な動物で、その形は魚に似てゐるが、實は哺乳動物の游泳類に屬するものである。

皮膚は平滑で毛なく、前肢は臍狀で、後肢なく、毛は水平に廣がつてゐる。

頭上に鼻孔があり、目は甚だ小さく、口には齒あるものと齒なくして鬚を有するもの

とがある。

その種類の重なるものを擧げると――

まつこう鯨

しろながす鯨

ながす鯨

いわし鯨

こく鯨



ざとう鯨

せみ鯨

外洋の風波を避けて静かに機会を待つ捕鯨船。

出港……

鯨を求めて……遠く二〇〇哩の沖へ

やがてはるかに鯨群が見える。

用意――機體を検べ、砲に火薬を込め、散弾を入れたる銛を装填する。

銚に結ばれたるロープは走り易く巻かれる。



その瞬間……鯨は激しく暴れる。

呼吸をなすべく水上に浮ぶ……その瞬間を狙つて

捕つた鯨は手早く目印の標旗を附して更に他の鯨群を追ふ。

獲物を収めて……尾は切り捨て抵抗を少なくし腹は割つて腐敗を防ぐ。

かくて船は歸路に急ぐ。

港外に響く汽笛の音に獲物を待つ人々。

色めき立つ作業場。

夫れ夫れの持場によりさしもの巨體もたちまちに處理せられる。

骨や肉などより鯨油を、

油を採つた骨や肉や臓物は更に有用な肥料に、

肉かす類は肥料工場に運ばれ機械によつて細分され乾燥される。

骨は碎かれて骨粉肥料に、

白皮は鹽漬とし貯藏せられて食膳に、

新鮮な肉は冷水に清められ煮沸せられて罐詰に、

鬚骨等は夫れ夫れ工藝品に、

鯨には何一つ無駄がなく古來から鯨一頭捕れば七濱賑ふ——と云はれてゐる。

教育映畫限定に關する努力

國際聯盟發行「國際教育映畫評論」一九三〇年六月號所載 Pulco Desire's 論文英譯 An endeavour to define the educational cinema. 抄譯

映畫が教育や宣傳に著しい効力をもつものであることは、今更ら喋々する必要のない事實であつて、伊太利政府がローマ協會を設立した理由、又本誌中に發表された諸論文は凡てその明確なる證左である。然るに、私がこの論文の冒頭に於て此の點を強調する所以は、尙ほ此の事實に關して全く無智な、又は無關心な人々が、可成り多數に存在してゐるからである。

ローマ協會の仕事及び活動のプログラムは、その規程の中に集約されてゐる、即ち、藝術・職業・農業・等の訓練、方位測定 (orientation) 衛生上の宣傳、社會教育、等に關する教育映畫の製作普及及び各國間相互の交換を援助することなどである。

かくの如く示された範圍は非常に廣汎なものであるが故に、或る一つの映畫が教育的であるか又は教育的でないかを考へる場合、其の正鵠を期するために、教育映畫の

境界を限定し又それを定義することは、決して空なる努力ではないであらう。Littréの本来、Educatcur 即ち「教育家」なる語はフランス語であるが、Educatif 即ち「教育的」なる語はフランス語ではない。然し、言語學上の研究は扱て置き、前者が「教育になづさはる人」の謂であれば、後者は「教育に關する、又は屬する施設・方法・目的物」等を意味するは勿論のことである。

- 然し Educator 及び Educative なる語の意味も、「教育とは何ぞや」の問題が充分に理解されて始めて了解されるのである。Littré (最も權威あるフランス語辭書の編纂者) は「教育」なる語の意味を次の三様に分つてゐる。この論文の冒頭に於て此の語を照
- 1、幼兒及び青年を育て上げ又訓練する行學。即ち智的能力及び手工的才能を全體知書的に獲得せしめ、道德的性能を全體的に發展させるもの。
 - 2、吾々人間の用ふる言語を、家畜類に話すことによつて、彼等を人間の意志に従はしむること。
 - 3、世界の慣例に關する智識及びその實行。

2 及び 3 は吾々には關係はなく、只 1 のみが吾々の注意を呼ぶ問題である。Littré は Instruction なる語を Education の異音同義なる語としてあげてゐる。然し Instruction (譯者註日本語に於てはやはり教育とか教授といふより仕方があるまい) は「精神上の能力」にのみ關することであり、吾々をより以上巧者にし博愛にする「知識」に關するものであることを斷つてゐる。Education (教育) は、智・情の二者を包含するものであつて、知識の獲得及び、情操に或る一定の道德的方向を與へるものである。以上の定義によつて、Education の範圍は Instruction の範圍に比して遙かに廣大であることが解る。Instruction を含まない Education はない。しかし Education ではなく Instruction は往々にしてある。而して社會的な見地からしては、Education は恐らく Instruction よりは一層重要なものであらう。かの兩親がその子供を教育して道德的にも社會的にもより高い程度に引上げやうとするのは定義通りの Education である。かゝる意味を以てすれば教育映畫なるものは、教授 (或は教育) 形式の完成を目的

とするあらゆる映畫を包含するものであらう、教師の言葉を強調し支持し、その理解の助けとなるものである。そして以上のことは「教へる」Teachingと云ふ言葉の最も嚴格なる意味（譯者注——學校教育を言ふ）に於て眞であるばかりではなく、その最も廣義に解した場合に於ても、又最も自由なる解釋の下に立つ場合に於ても、亦眞である。即ち衛生・兒童福祉・農業・歴史・地理・科學・藝術・職業教育・勞働災害防止の範圍に於けるあらゆる講義、宣傳が考へられる。

以上の如く教育映畫は非常に廣汎なる範圍に及ぶものであるが、何故このやうに廣汎であるかといふに、この種の映畫はその取扱ふ主題と目的とする民衆に十分適切でありさへすれば、十分なる教育的効果をあげ得ると云ふ點にある。のみならず、教育映畫と云ふもの、價值は嚴格に事實に粘着してゐることに存し事實の紹介に際し、ごまかしや捏造された空想先入主の偏見のない所に在るのである。

即ち此の點に、教育映畫を規定するに際しその基礎となる若干の要素があるのである。尙私は、以上の外に教育映畫の權威を更らに加へる一特徴——興味本位でないこと

云ふこと (Disinterestedness) ——を附加したい。教育映畫は金の爲に作らるゝものではない。即ち教育映畫はそれを見る人の財布を小さくさせる爲のものであつてはならぬ。といふのは、教育映畫を見るのは、學ぶ爲に見るのであつて、決して單に享樂の爲め見物するものではないから、見る人は多大に裨益さるゝからである。教育映畫は或る一つの理論 (The word) を支持するものであつて、決して營利の目的に用ひられてはならない。而してこれら二つの特性——教化の普及と營利觀念の除外——あつてこそ始めて、教育映畫が、國家並びにその税關から特惠の待遇を受け得られる正當な理由があるのである。更らに又、吾々が科學映畫と興行映畫を區別し得るのも、この二つの特性によつて始めてなされるのであつて、それにより、教育映畫と一般興行映畫との境界も明らかに規定され得るのである。一般興行映畫に對しては、喜劇であれ正劇であれ將スター物であれ、とに角一般觀覽者が場代を支拂ひ、只興味本位といふ映畫に對しては、今の所「協會」は無關係である。

今の所と私は言つた。何故なれば、何時か近い將來に於て、教育的價値を有する映畫が一般常設館に於ても亦興行せられることを希望し期待するからである。若し映畫館に於てその種教育映畫が見らるゝならば、そして、その日が到來した時、我らは映畫に於ける營利主義に對する反對を撤去するであらう。少しでも教育や道德が娛樂の中に盛られて來ると云ふことは、確かに社會的に必要なことである。

然し、私はこの假説に關しての最も必要な注意を述べなければならぬ。何故ならば、道德に對する意見が屢々一致しないと云ふ點から、この假説は危險に陥入り易いからである。例へば道德的のやうに見られる映畫で、然も風紀を紊すやうなことがあるかも知れない。即ちたゞ單に勸善懲惡を示すだけでは十分でない。更に又この原理を採る場合往々にして生活がひどく現實味を失ふことがある。加ふるに或る一國に於いて道德的なることも、他の國に於てはさうでない場合がある。然し乍ら私は教育映畫を定義せんと欲する一方に於て、それが爲に協會の活動をはつきり限定しやうと欲するものではない。といふのは教育映畫關係の範圍は極て廣汎

であることが經驗に依つて次第に分つてくるので、それを今はつきり識別しやうとすることは明らかに失敗するからである。だから私はそうしたことはしやうとは思はない。只私の欲することは大いに必要である關稅問題の解決である。

以上の如く凡ての商業的利用を除外し、映畫を若干の教授形式に補助として用ひることを本務するものを、當分の間、教育映畫と定義することに依つて、吾々は財政當局(譯者註)關稅、其の他の税金に關する當局の意)に、教育映畫識別の充分なる基礎を提供し得ると、私は考へる。

然しかく教育映畫を「若干の教授形式に對する補助」と認めて了ふことは、唯だ教授的(譯者註)——Instructiveの意味)映畫をのみ言ふことになり、私がこの論文の最初に當つて指摘した、廣汎なる教育の範圍の中の一小部のみの事ではないかと言ふ疑問が生じて來るであらう。將に然りであるが、然し吾々が何等かの結論に到達せんとする時には、出來得る限りそれに對する反抗の少きを選ぶ必要がある。而して教授の系論についてかれこれ云つてゐれば、我々の期待には副はないであらう。私々は進

まんとするならば全體的に進まなければならないのである。

或る一つの映畫が教育的であるかどうかを確定するには、税關當局を除外することは出来ない。映畫を検定すると云ふことは彼等税關當局者の生活の單調さを緩和するかも知れないが、然し彼等はかゝる檢閲を實行する時間も亦能力も轉ち合はせてゐないことは明かである。彼らは物の重さや價格等の簡単な査定には慣れてゐるが物の性質の査定には慣れてゐない。然し、この爲に、荷主及荷受人に、(1)この映畫は教授用のものにして(2)商業的目的の爲に用ひらるゝものに非ざる旨を宣誓させ、宣言の形式で簡単な證明を政府に提供し得ると思ふ。

此處に私はベルギーの例を引用しやう。ベルギーでは此の種の映畫は税的義務から解放されてゐる。次にベルギーの税關長ヤンセン氏 M. Janssen が一九二五年八月十日に彼の部下達に配布した回章を掲げる。

(1) 一八三五年八月八日發布の法令箇條により、當局は、政府・州及び一般自治體に屬する一般公共施設の爲の、科學的蒐集・古代の文物・貨幣・藝術及び歴史上の蒐

集に關する物品は關税を免除すべし。以下、科學及び藝術に關する公共團體及び此等輸入物品を販賣せざる教化團體の場合も之に準ず。

(2) 右の外に、物理及び化學實驗室用の器具類、及び科學的研究實驗室用の諸器械は關税法第一一九條によつて免税されてゐる。

(3) 右に述べた意向の勵行を計る爲に、私は現在關税を免除されてゐない物品類(それらを私は次に列記するが)も、それらが學校等の教育團體によつて全く教化的な目的の爲に用ひるものとして輸入される時には、第一一九條により免税さるべきであることを決定する。即ち光學上の器具、投射器 (Apparat for Projection) 及びシネマ・寫真に關する器具等を含む純粹及び應用科學上の機具類。例へば、一般及び工業的物理学・機械學・電氣學・工業的實驗等に關する器具類。機械・器具及び其他學校關係の教授用材料。明らかに教授用を目的とする寫真及び映畫。其他凡て教授目的の爲の蒐集物。

(4) 關税免除の特權はブラッセル或はアントワープに於ける税關の審査官當局の許に

於て、或は他地方に於ける税關の審査員の檢閲の結果許可せられる。之等の官廳は、問題の物品が眞實に科學上又は技術上の材料であり、確實に公私教育團體に向けられたものであるかを注意深く決定する必要がある。更らに又彼等は、輸入された物品が教育上のみで使用せられ、決して商業的な目的の爲には用ひないものである等の事を、協會又は團體の首領なる人が責任者として記名した宣誓書をも職務上要求する。更らに、かく許されたる物品は、税關當局の求めに應じて何時でも提出すべき義務を有し、賣却される場合及び撤去の前には、その處理を言明し日附の日に、相當する税金を納付すべき義務をも含んでゐる。

(5) 何等かの疑問の生じた場合には、税務當局は事件を内閣の決定に委ねる。

以上の如く、ベルギーの税關は、私が以上に提案した限定内に於ける教育映畫は無税で輸入せしめてゐる。識別に關する要求としては甚だ簡單なる宣誓書の形式に於て満たされてゐる。そしてこの宣誓書は、その責任者たる人が、知名の人士であり、各

種の教育團體の領首たる人であり、加ふるに國家がその人々の屬する團體の蒐集に對して補助金を下附してゐる等のことから、當局にとつては充分信用に價するものであり得る。此の如きものは、教育の進歩に對する利益を、又一張與許映畫の印刷を要するに此の同意はローマ協會の目指してゐる途の上に一步を印したものであつて大いに喜ぶべきものである。

以上のベルギーの場合は、然し、稍狹義の可成り特殊な場合にのみ限られてゐる。前記の特權は、同じ理由で、その性質の教育的にして興味本位でない團體にも、同時に與へられて然るべきであらう。實際に於ては、大協會のみが、此の種の映畫の蒐集を成し得、小團體は大蒐集の集成を考へることが出來ない。と云ふのは、一つの映畫は同じ學校で一度或は二度程しか用ひられないからである、しかし、多くの學校が一つの聯合團體の如きものに合流するならば映畫のシリーズを作ることを得、無駄なくそれらを活用することも出來る。

此の種のグループは、商業的目的を有しない團體の形式に於て、又は一九二一年のベルギーの法律が承認した協會の形式に於てでも形成され、ばよいであらう。その團體の管理は比較的容易であるし又、營利的事業ではないと云ふことの保證は簡單に片附くことであるし、それによつて税關の仕事も大助りである。又國家は一方に於ては學問的或は教育的協會等には各々の活動に應じて補助金を交附してゐるのであるから、片方に於て關稅として取りもとすと云ふことは甚だ矛盾したことである。其處で、若し國家によつて保護せられ且つ管理せられる國立教育映畫協會の如きものが設立せられるならば、税關當局も充分に之に信用を置き得るであらうし、吾々も亦望む所を集中し得るし、教育映畫を廻つての問題も非常に簡單化されるであらう。

然し私は此の種の方法のみには限り度くはない。少しも學校用ではない或る映畫、例へば旅行の映畫などでも教育的な價值は持ち得るし、又一般興行映畫として用ひられてゐるもの、中にも一般教育的價值を有するものもあるからである。

此處に至つて、私は問題が非常に複雑化して來るのを認めざるを得ない。此の種の映畫の納稅義務は國庫及び自治團體等の金庫の大なる財源の一つであり、之等國庫及び自治團體がこの確實なる収入を一般教化の爲といふも、余り判然としない利益の爲に放棄するものは殆どなく、あつても極く稀である。

更に又困難なることは、誰が、或る一つの映畫の教育的價值を決定するか——と云ふ問題である。大抵の國は各々その監督及び檢閲の組織を持つてゐる。そして仕事はこれらの組織體に委ねられてゐる。然し各國同一の性質のものではない。彼等は同じ標準によつて檢閲するのでもない。而もそのメンバーたるや、凡てが充分なる能力を備へてゐる人のみとは限らない。それ故に、私が既に指摘した如く、此の種のもの（教育映畫）の眞價を知ることが討議されるのである。

現在は打ち勝ちがたくさへ見えてゐるこの困難を打破する爲には、吾々は他國に於ける、一般民衆の上に反映する教育映畫の成長しつゝある勢力を常に見守つてゐなければならぬ。即ちローマ協會の仕事及び一般民衆の教化に關する凡ての考案より生れる動的な力、等を見守らねばならない。（譯者 小松才吉）

内外教育映畫時報

民衆娛樂調査委員會の設立

一、その趣旨

最近社會狀態の急激な變遷に伴ふて、民衆娛樂問題は愈々重要性を加へつゝある。事實、娛樂なしの生活は近代人には殆んど不可能なるのみならず、娛樂の性質如何に依つてその生活が左右せらるゝことさへ少くはない。然るに今日の娛樂機關なるものは、多くは營利を目的として經營せられて居るために、つとめて人の好奇心を満足せしむる事にのみ腐心し、その結果やゝもすれば不健全に傾き、心あるものをして蠱惑せしむるやうなものさへ現はるゝに至つてゐる。従つて之が社會風教に及ぼす悪影響は、極めて大にして、眞に寒心に堪へざるものがある。

勿論從來と雖も爲政の任に在るものが、此の娛樂機關に對する取締方針に苦心しつ

ゝあつた事は云ふまでもなく、今日に於ても映畫演劇其他に對しては、純然たる消極的立場より之が弊害を予防すると云ふ目的を以て檢閲制度が設けられてゐるのであるが、唯に弊害を予防するのみでは到底娛樂の改善は十分に之を期待する事が出来ない。即ちこの消極的の方策と共に、他方積極的に健全なる娛樂の發達を助成せしむる事に依り、兩々相俟つて初めて娛樂の改善と云ふ大目的を達成する事が出来るのである。この意味に於て本省に於ては曩に大正九年優良映畫及蓄音機レコードの推薦、認定（認定のみは明治四十四年以來）其他の方法を定め、これに依つて健全なる娛樂を社會に推奨し、併せてその發達を助成せしむべく努力して居るのであるが、時勢の進運に伴れてその實際的效果は漸く満足する能はざるものあるに至つたのである。そこで、この制度を擴充し、新に民衆娛樂調査委員會なるものを設置して、民衆娛樂問題に關し造詣深き諸家の参加を求め、廣く民衆娛樂の改善に關する事項を審議し、以て本省の民衆娛樂對策の方針を確立すべく努力する事になつた。

昭和六年二月二日、第一回會合の議案（第一回會合の議案）

昭和六年二月九日、午後一時、その第一回會合が、文部大臣官邸に催され、委員の外本省よりは關屋局長、小尾課長、中田、宮本兩社會教育官、堀口督學官、富永囑託出席して、次のやうな順序で、委員會の今後の方針について意見の交換が行はれた。

- 1. 關屋社會教育局長挨拶
 - 2. 小尾成人庶務課長（民衆娛樂改善に關する施設の沿革）の報告
 - 3. 中田社會教育官（民衆娛樂改善に關する施設の現状）の報告
 - 4. 委員の意見交換
 - 5. 試寫「最後の中隊」
- 文部省督學官 菅原 教造
 文部省圖書局編輯課長 青木 誠四郎
 文部省囑託 田邊 尚雄

- 東京女子高等師範學校教授 菅原 教造
- 東京帝國大學助教授 青木 誠四郎
- 東京文理科大學教授 友枝 高彦
- 東京高等師範學校教授 佐々木 秀一
- 東京音樂學校教授 高野 辰雄
- 東京高等工藝學校教授 三浦 隆吉
- 慶應義塾大學講師 堀口 篤
- 貴族院議員 伯爵 荒瀬 芳徳
- 警視廳保安課長 小島 菅芳次
- 東京少年審判所長 鈴木 賀一郎
- 日本女子大學教授 田原 淑子

ローマ教育映畫國際協會の近況

ローマの教育映畫國際協會は國際聯盟の管理に屬する一機關にして、昭和二年九月以來、我國も亦之に加入してゐる。その最近に於ける事業の概略は次の如くである。

- (イ) 國際聯盟並に教育映畫關係の公私諸團體との聯絡協力
- (ロ) 教育映畫に關する各國文獻を蒐集せる圖書館の設立
- (ハ) 機關雜誌「教育映畫國際評論」の發行（毎月）
- 特に一九三〇年度に於ける重要なる事業
 - (ニ) 映畫と兒童教育との關係に關する各種の研究調査
 - (ホ) 社會的方面、特に科學的經營及び災害防止等のための映畫利用に關する研究
 - (ヘ) 各國に於ける映畫檢閲、取締等の法制の比較研究
 - (ト) 教育映畫關稅免除條約案の作成

教育映畫關稅撤廢運動

現在、各國政府は、非營利的性質の教育映畫に對し、純營利的性質の興行用映畫と同様の關稅を課せるが、元來教育映畫は多額の製作費を要し、その映畫に依て利益を擧ぐることは殆ど不可能なる上に、かゝる課稅をなすは、教育映畫の普及發達を阻み、國際文明の増進を妨ぐる點に鑑み、教育映畫國際協會は豫てこの問題につき研究しつゝあつたが一九二九年十二月ジュネーヴの國際聯盟事務局内に於て教育映畫關稅免除國際條約案を準備する爲に、専門家委員會を開いた。

右委員會に於て作成せられた草案は、一九三〇年一月教育映畫國際協會理事會及び同常設執行委員會に附託審議せられ、第五十九回國際聯盟理事會（一九三〇年五月十二日より十五日まで）に於て經濟委員會の意見を附せられた上、理事會の承認を経、各國政府に送附し、その意見を求むることとなつたのである。

一 教育映畫關稅免除條約案の内容要點

(一) 免除せらるべき課税の範圍

教育フィルム、通過及輸出に關し統計税以外の一切の關稅及一切の必要なる各種の課金(第一條)

(二) 規定の適用を受くべき教育フィルムの種類(第二條)

(イ) 撮影し且現像せられたる陰畫

(ロ) 陽畫

音響フィルム及發聲フィルムに於ては、その附屬の蓄音機板又はフィルム

(三) 規定の適用を受くべき教育フィルムの限定(第四條)

(イ) 國際聯盟及他の國際的政府關係の機關を周知せしむる爲のフィルム

(ロ) 各種の教育に使用の爲製作せられたるフィルム

(ハ) 職業の教育及指導の爲のフィルム及科學的勞作組織に關するフィルム

(ニ) 科學的又は技術的研究を取扱へるフィルム

(ホ) 衛生體育並に社會的豫防及福祉事業を取扱へるフィルム

(ヘ) 學會及科學々院にしてその政府より許可を受け専らその自用の爲に要求せられたるフィルム(第五條)

(四) 條約の利益を受くべき教育フィルムの認定(第六條、第七條)

教育フィルムの認定は、各國に於てその政府の任命せる機關の發行せる證明書を添附して申込まれたるものに對し、教育映畫國際協會に於て査定したる上、その結果、教育フィルムを認めたるものには一定の證明書を交附する。

映畫... 昭和... 文部省... 昭和... 五七... 五七... 四八一... 三七一

文部省映畫近況

近く完成する、劇と線畫

昨年懸賞募集せる映畫筋書中二篇を選び日活及び松竹に委託して製作せしむることとなつたが、何れも目下撮影中にて、四月中には完成の豫定である。

一、輝く愛 五卷 一、三〇〇米(豫定)

(松竹)

脚色 松崎博臣

監督 西尾佳雄

一、玉を磨く 五卷 一、三〇〇米(豫定)

(四) 日活 (日活)

脚色 小林勝

監督 熊谷久虎

一、五一ちいさん 一巻 三〇〇米(豫定)

山本早苗

最近完成せしもの

一、夕又吉 一巻 二九五米(一一八圓)

横濱シネマ 村田安司

映畫貸與狀況

映畫貸與は昭和三年以來實施してゐるが、その申請數は左表の通り逐年増加の傾向にある。

年度	官	衙	學	校	公共團體	其他	合計
昭和三年	五	四〇	六	六	二〇	一一八	五七
昭和四年	九	五七	三三	一五	四八一	三九	五七
昭和五年	一一八	二二九	一一九	一五	四八一	三九	五七

フィルム頒布に就て (規程摘要)

一、頒布フィルム
後掲目録に記載のものはすべて頒布す。一組二巻以上のものは、希望により各巻分割して頒布す。

二、頒布價格

後掲目録に記載の通り (全部一メートル四拾錢の割)

三、頒布申請の手續

フィルムの頒布を受けんとする者は別記様式の頒布申請書を本省に差出すこと。但し、フィルム觀覽の上頒布を受けんとする者には希望フィルムを本省映寫室に於て試寫供覽す。

四、代金納入及びフィルム交付

フィルムの代金は、申請書受理後本省より送付する納入告知書により最寄日本銀行

本支店又は代理店に納入のこと。然る時は直ちに本省よりフィルムを交付す。但し、この場合フィルムの送料及び荷造費を要せず。

五、其他

三フィルムの使用特に急を要する場合其他詳細に關しては、口頭又は書面を以て文部

省社會教育局庶務課に照會のこと。

六、頒布申請書様式

第一巻一活動寫真「フィルム」頒布申請書

二、フィルム名稱

昭和三年文部省告示第三百四十二號所定ノ事項ヲ遵守スベキニ付右御頒布相成度

年 月 日

申請者

住所

氏

名

文部省宛

フィルム貸與に就て

(規程摘要)

一、貸與フィルム

後掲目録中〇印を附したるもの限り貸與す。

但し、皇室に関するフィルムは公益の目的を以て使用する者以外には貸與せず。

二、使用料

總て一卷一日に付金壹圓の割とす。

但し、往復共運送に要する日数は加算せざるも、使用期間満了の翌日中に發送せざる時は遲滯日數に對する使用料を追徴す。

三、運賃及荷造費

往復とも被貸與者の負擔とす。

四、貸與申請の手續

フィルムの貸與を受けんとする者は、別記様式による申請書をなるべく使用期日の

一週間以前に本省に到着する様差出すこと。

五、使用料の納入

使用料は前納とし、本省に於て申請書受理後送付する納入告知書に依り最寄日本銀行本支店又は代理店に納入のこと。

但し、急を要する場合は豫め郵便爲替にて前納するも差支へなし。

六、貸與申請書様式

活動寫眞「フィルム」貸與申請書

昭和三年文部省告示第三百四十三號所定ノ事項ヲ遵守スヘキニ付左記ノ通「フィルム」御貸與相成度

別記様式

一 フィルム名稱

卷 數

一 使用ノ目的

一 使用ノ期間

- 一 使用回数
- 一 使用場所
- 一 映寫機名稱
- 一 映寫技師ノ職氏名
- 一 説明者ノ職氏名

一、昭和五年清書月第三百目十三號通告、事取マ、並テ、ハ、キニ、付、式、第、ハ、取、リ、テ、ト、
 總テ、シ、テ、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、

六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、

三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、

五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、

五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、

文 部 省
 製 作

活動寫眞フィルム目錄

(○印は貸與をもなすもの)

番号	題名	内 容	巻数	メートル数 (價 格)
(一)	關東大震大火實況	本省撮影班が幾多の危険を冒して撮影せしもの、殊に第五巻には皇后陛下並攝政殿下の災害地御視察及傷病者御慰問又は良子女王殿下罹災民の爲に御針を運ばせらるる御模様等を拜寫せり。	五	一、一八〇 (四七三・〇〇)
(二)	皇太子殿下御成婚の御儀	皇太子殿下赤坂離宮御出門並良子女王殿下宮邸をお出ましより御日山度御同列にて御還啓迄御盛典の御模様を拜寫せしもの。	一	一、一八〇 (二二八・〇〇)
(三)	東宮同妃兩殿下御參拜	御成婚奉告の御儀を行はせ給ふ爲東京驛御發車より伊勢大廟畝傍神武天皇御陵及伏見桃山兩御陵御參拜の御模様を詳細に拜寫せるもの。	三	一、一八〇 (三三六・〇〇)
(四)	秩父宮殿下立山御登山	本省撮影班が多大の艱苦を嘗めて御勇敢なる殿下の御行動を洩なく謹寫し併て立山連峰の壯觀を撮影せしもの。	二	一、一八〇 (二八〇・〇〇)
(五)	觀菊會	赤坂離宮に於ける觀菊會の御催し並に御苑の御模様を拜寫せるもの。	二	一、一八〇 (二八〇・〇〇)
(六)	皇太子殿下葉山海岸御水泳	葉山海岸に於て殿下が近侍の人々と共に御水泳遊ばされ水中射撃、水中筆書等に御妙技を發揮せらるる御模様を拜寫せるもの。	一	一、一八〇 (二〇〇・〇〇)

(七) 運動競技の分解	競走、跳躍、投擲、庭球、野球、端艇、水泳等に就き一流選手の妙技を高速撮影機にて撮影し主要部分を分解して示したるもの。	二	(三三〇〇)
(八) 女子の運動	最近勃興せる女子運動競技の實際を紹介せん爲、全日本女子選手権大會東京高師の體操、舞踊遊戯其他を撮影し、一流選手の運動を分解して示したるもの。	二	(三三八〇)
(九) 麗はしき「日光」	名勝「日光」の壯麗華麗なる人工美と神秘幽邃なる天然美とを遺憾なく撮影せるもの。	二	(三三四〇)
(六) 納税北國の少年	山形縣下に於ける事實談に據り本省撮影班が當該村役場小學校及少年の家並實際人物に就て撮影せるもの。	二	(三三二〇)
(二) 皇后陛下御飼育の養置場	宮城内紅葉山の皇后陛下御養置場に於ける御實況にして、完備せる設備、御養置の御模様等を宮内省に於て詳細拜寫せるもの。特に陛下產業御獎勵の思召を拜し得るは畏き極みなり。	一	(三三〇〇)
(三) 御渡歐の秩父宮殿下	明治神宮競技場に於ける御送別式より横濱御發着迄の御模様及艦内の御模様等を撮影せるもの。	一	(三二八〇)
(三) 日本アルプス縦走	本省に於て動植物等各専門家に委嘱し殊に松本女子師範教諭小泉秀雄氏を撮影指導者として總員十餘名一隊となり烏帽子岳より焼岳に至る北アルプス一帯大なる自然の壯觀及各種珍奇なる高山動植物等を撮影せるもの。	二	(三一九〇)
(四) 皇太子殿下樺太行啓	大正十四年八月皇太子殿下の樺太行啓に際し特に本省撮影班が殿下一行に隨行して稚内港の上陸より新領土各般の施設經營御巡察の御模様を詳細拜寫せるもの。	二	(三七〇〇)

(五) 北海の海豹島	本省撮影技師が特に樺太廳の援助を得て難航と危険を冒し同島に於ける温胸獸及海鳥の自然棲息狀態並之が保護捕獲の状況を撮影せるもの。	一	(三〇八〇)
(六) 北方の樺太の産業	我新附の富源たる樺太の漁業、林業乃至農牧業等の狀況並同島先住民族の風俗等を詳細に撮影せるもの。	一	(三〇六〇)
(七) 復活早慶野球戦	廿年振りに復活し全國野球ファンを熱狂せしめたる早慶戦の實況にして、特に本省のみ之を撮影し營業者にも頒布したるものにして記念すべき映畫なり。	一	(三〇四〇)
(六) 帆走練習の大成丸	東京高等商船學校の練習船大成丸の帆走練習中の實況及岡田文部大臣視察の模様を撮影せるもの。	一	(三〇二〇)
(元) 故郷の歌	本省に於て懸賞募集せる映畫劇脚本梗概當選一水車小屋の子「入念に製作せるもの、輕薄なる都會の風を排し農村振興を強調せる興味深き映畫なり。	五	(二九八〇)
(三) 日本安藝の嚴島	特に實寫に秀でたる技師を派遣して秋の嚴島の風光平家榮華の昔を偲ぶ舞樂其他歴史地理に關する事項を參酌して撮影せるもの。	二	(二九四〇)
(三) 子供の育て方	東京帝大小兒科部長栗山博士並前日本醫大小兒科部長石橋博士指導の下に數ヶ月を費して作製し至難なる子供の育て方を最も懇切詳細に示したるもの。	二	(二九二〇)
(三) 傳染病の病原體	我國に於て製作せる最初の顯微鏡映畫にして東京帝大傳染病研究所技師内務技師佐藤秀三氏指揮の下に約半歳を費し苦心の結果完成せしもの我國に於ける主要なる傳染病の病原體を網羅せり。	二	(二九〇〇)

(三) 蚊の一生と疾病の傳播	(三) 日本雪の松島	(三) 日本三景天の橋立	(三) 蠅とその害毒	(三) 青の鼓技	(三) 航空船にて復興の帝都へ	(三) 公衆東京見物
蚊の研究として名ある東京帝大傳染病研究所技師山田信一氏指導の下に撮影せしむる。蚊の成長經過及其の疾病傳播状況を最も詳細に示したる顯微鏡映畫なり。	東京美術學校寫眞部に於て斯の方面に造詣深き畑保之氏を指導者として八百八島變化極りなき松島灣の風光乃至地理歴史の参考資料に富める名刹古蹟等を最も藝術的に撮影せしむる。	親孝行の漁師の網に懸りたる壺より何が現はれ如何なる場面の寫話なりと雖も物語の内容と線畫の持つ獨特の味と相俟つて蓋し大人にも子供にも興味盡きざるものあるべし。	本省撮影班が東京博物館の後閑理學士を指導者として八幡鐵所の特別なる援助の下に同所に於ける作業實況を漏れなく苦心撮影せしむるの。教科の補助として乃至各種工業の基礎たる製鐵工業の智識を普及する上に於て裨益する所尠からざるべし。	剣道、柔道、弓道、薙刀、鎖鎌、槍術等我國古來の武道に就て其の秘術妙技を撮影完成せしむる。以て之等古武道の精神及型を後世に傳ふると共に武道精神の鼓吹に資する所大なるものあらん。	本省に於て懸賞募集せる映畫劇脚本梗概當選作を脚色し、特作映畫社に委嘱して製作せしむる。罪人を父に持ち貧困と相俟ちて美しき人情の極致を發揮せる情味豊なる映畫なり。	特に實寫に秀でたる技師を文餘の雪に埋もれる北越地方に派遣して其の特殊なる生活狀態運動遊戯乃至交通機關等を撮影すると共に雪國の自然美の數々を収めたる清新なる藝術的風景映畫なり。
一	二	一	二	三	一	五
(105・110)	(121・000)	(131・000)	(144・000)	(151・000)	(168・000)	(178・000)

(三) 富士と五湖巡り	(三) 海の生物	(三) 日本三景天の橋立	(三) 蠅とその害毒	(三) 青の鼓技	(三) 航空船にて復興の帝都へ	(三) 公衆東京見物
東京高等工藝學校寫眞部の畑助教を指導者として本省撮影班が富士に登り更に山麓の所謂富士五湖を巡りて其の雄大な景色を撮影し加ふるに附近の地質植物歴史等に關する参考資料を収めたる藝術味豊かなる風景映畫と藝術映畫とを兼ねたるもの。	東北帝國大學淺虫臨海實驗所に於て撮影せしむる。海の生物二十餘種の棲息狀態を明細に収めたるのみならず各種水生動物の状況等をも加へたるもの。學術映畫として又通俗科學映畫として興味深かるべし。	由來橋立は日本三景中に數へられ世評高きに拘らず單獨に橋立のみを撮影して成功せる映畫殆んどなし。本映畫は同地に於て充分研究を遂げたる橋立風景及附近の名刹古蹟等を撮影し苦心の結果完成したるものなり。	東京帝國大學傳染病研究所山田技師指導の下に完成せしむる。蠅の種類、發生、成育蕃殖等の状態は勿論特色ある各種の構造等を明にし更に之等蠅が各種傳染病傳播の媒介を關する生活に及ぼす害毒を指摘してその驅除方法をも詳細に示したるもの。學術映畫と衛生思想宣傳映畫と兼ねたり。	古來我國の宮廷に於て或は武士の間に行はれたる蹴鞠、打毬、流鏑馬、母衣引及台寶相撲等或は優雅或は勇壯なる之等競技の實際を廣く一般に知らしむるものと共に永く後世に傳へて國民教育上の資料に供せんとするもの。	本省技師を徵して浦海軍航空隊の新航空船に塔乗せしめ、前後數回に亘りて空中より復興途上にある帝都及其近郊を完全撮影し、加ふるに航空船の出航着陸乃至航行中の操作等を収めたるもの。	我國民に最も缺けたる汽車、汽船、電車、街路、公園、圖書館、集會會食等に於ける公衆としての道徳作法を極めて容易に且つ實際的に理解せしめんが爲めに從來の宣傳映畫の弊に鑑みて東京見物の劇に仕組みたるもの。
二	二	一	二	三	一	五
(156・000)	(102・000)	(131・000)	(144・000)	(151・000)	(168・000)	(178・000)

(七) 奉公父を助けて	(六) 第三回汎太平洋學術會議	(五) 大正天皇御大喪の御儀	(四) 婦人の優しき力	(三) 我國の火山	(二) 親善人形のお使	(一) この子この親
嘗て各新聞紙上に報道せられ満天下の感激と同情の的となれる福岡縣馬小學校児童渡邊保一家の哀れにも美しき忠孝美談を正確なる事實に基づき本省に於て之に劇脚色し陸軍省第六師團及福岡熊本兩縣廳の後援を得て完成せるもの我國に於て開催せられたる第三回汎太平洋學術會議の状況を詳細に収め更に同會議に出席せる各國著名の學者の風貌をも加へて之を廣く一般に知らしむると共に永く後世に記念せんとするもの。	大正天皇御大喪に際し市内各所に於ける市民奉悼の實況を列東淺川假驛より多摩御陵に到る靈輦の御行列の御模様等を漏れなく謹寫したるもの。	都鄙山海を通じて或は昔ながらの或は近代的の婦人獨特ともいふべき多種多様な職業の實際を一々精細に収め更に之等の職業に係り各種産業に貢献する婦人の努力を紹介し我國婦人風俗の一斑を知らしむると共に婦人の職業指導上の資料に供せんとするもの。	本省撮影班が全國の著名なる火山に登りその實景を撮影すると共に附近の温泉、湖沼、河川等火山と密接の關係あるものを拂つて漸く完成したるもの。一見して火山の分布、種類、特徴成因影響其他火山に關する智識を修得し得べし。	國際親善の使として全米四十八州の兒童より我國に送り來れる人形の模嶺入港各地に於ける歡迎會、市内百貨店人形展覧會の模様等を詳細に収め之を廣く一般に知らしむると共に永く後世に記念し國際親善に資せんとするもの。	本省にて懸賞募集せる映畫劇脚本當選作「子の爲親の爲」の改題し日活會社に委嘱して製作したるもの。半生を數奇の運命に弄かれたる淪落の女が純真なる孤兒の愛によつて然眞面目なる女工となり貧苦と戦ひつゝ其の子を養育しその子の幸福の爲に波亂ある生涯を送るといふ美しき人情を描寫せるもの。	
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(四) 鍬の光懸	(三) 陸上競技	(二) 病毒の傳播(線畫)	(一) 日本三景	(六) 我國の農業	(五) 動物界の母性愛
懸賞募集映畫劇脚本一等當選作を日活會社に委嘱して映畫にしたもの。淋れゆく農村を背景と純情とは無慚の青年の生活を描きその義母に仕ふる孝心と純情とは無慚の青年の改俊せしめ更に彼が世の爲に盡す公共心は遂に一村村に還へるといふ人情豊かなる映畫なり。	體育研究所をはじめ壘道大家指導の下に各種陸上競技に關し夫々我國一流の選手を集めその競技振を撮影し特に「チ用映畫」として重要にして難解なる敏捷の運動微妙の動作ムを示すと共に重要にして難解なる敏捷の運動微妙の動作等は或は高速度撮影に其他種々の方法と技巧とを用ひて説示したるもの。	恐るべき病毒が各方面に傳播する有様と之に對する注意豫防法等を示したるもの。概して難解無味なる斯種映畫の弊に鑑み材を日常生活に採り特に全部線畫にして示したるを以て何人にも興味あり且容易に首肯し得らるゝ衛生健康法の通俗教科書ともいふべき映畫なり。	日本三景「陸前の松島」「安藝の嚴島」「丹後の天の橋立」の風景を一卷に収めたる清新にして雅致ある藝術的風景映畫なり。	從來我が國に行はれたる農業と各地に於ける改良農業との實況を示し、以て我國農業の改善すべき道を説き農業獎勵利用各種副業等を詳細に収めたり。	蟲類等の下等動物より鳥類哺乳類等に至る迄諸種の動物が其の子を愛撫養育する様を撮影し動物の習性親子間の情愛等を示したるもの。
四	三	一	一	二	一
(三九六・〇〇〇)	(三九六・〇〇〇)	(二四〇・〇〇〇)	(二四〇・〇〇〇)	(三九二・〇〇〇)	(二五〇・〇〇〇)

(吾) 我が南洋	(五) 黒部峡谷探険	(五) 七つの夢(線畫)	(五) 十和田湖探勝	(五) 女子の體育	(五) 乳兒の榮養	(五) 鮭	(五) 「うみねこ」の蕃殖地 燕島
本省技師を東京高等商船學校の練習船大成丸に便乗せしめ我が南洋の新領土ラック、ボナペ、クサイ諸島の風土、住民の衣食住、風俗習慣、産業、島の動植物等を切め、行政、教育、宗教、交通等の諸設備をも詳細に撮影し更に線畫を用ひて説示したるもの。	本省撮影班が冠松次郎氏を指導として人跡未踏の神秘境と稱せらるる富山縣黒部川上流の峡谷を探険しその幽邃豪壯なる風景、珍奇なる動植物等を撮影すると共に一行の苦心探険の有様を示したるもの。	巽に懸賞募集せる映畫劇脚本梗概の一等當選作を改作し新書として製作したるもの少年が一夜夢のうち妖術に伴はれて七つの鳥々を巡り種々の事件に遭遇し様様の體験と教訓とを得て歸るといふ一篇の教訓童話。	新日本八景の随一と稱せらるる十和田湖及其附近の明媚なな風光を最も藝術的に撮影したるもの。	從來、我國に於て比較的等閑視せられたる女子體育の必要を説き現行はれつゝある各種の女子體育、運動競技等の實際を示したるもの。	斯界に名ある前日本醫科大學小兒科長石橋博士指導の下に、乳兒の榮養特に至難とせらるる人工榮養の方法及之に關する注意等を詳細に説示したるもの。	北海道千歳鮮鮭孵化場及び其附近に於ける鮭の捕獲、卵人工孵化等の實況を示したるもの。	「うみねこ」の群棲地として知られ、天然記念物として指定せられたる青森縣の燕島及び附近一帯の風光と「うみねこ」の棲息、蕃殖等の狀況を詳細に撮影したるもの。
六	二	一	一	一	一	一	一
(三三〇〇)	(三三〇〇)	(一四〇〇)	(一〇〇〇)	(一一〇〇)	(一一〇〇)	(一三〇〇)	(一一〇〇)

(五) 冬のスポーツ	(五) ボートとその漕ぎ方	(五) 悠紀主基齋田御田植祭	(五) 劔岳	(五) 御大禮の御儀	(五) 悠紀主基齋田拔穂式	(五) 閑院宮殿下御親閲 京都府青年訓練學校教練	(五) 十二指の發育と其感染経路
數ある冬季のスポーツ中、最も壯快にして興味ある、スキ及びスケートにつき、各一流選手の競技振、種々の型を練習の方法等を撮影すると共に雪國特有の自然美の數々を収めたるもの。	日本漕艇協會指導の下に、國際オリンピック競技會出場選手に委嘱して、短艇漕法の理論と實際を撮影し、更にスケールの漕法、都下各大學のボート・レースの實況等を加へ一々詳細に説示したるもの。	御大禮諸儀中大嘗祭に供御の新穀を作り奉る悠紀主基兩齋田御田植祭の模様を詳細に収めたるもの。	本省撮影班が冠松次郎氏を指導者として、劔岳登山を試みる劔岳一帯の風光と危険なる高山登攀の實況を収めたり。	御大禮に際し京都行幸、宮城御發聲の御模様をはじめ、名古屋御駐蹕、京都御著筆、御即位式大嘗祭大饗神宮並山陵御親謁等の御模様を拜寫したるもの。	大嘗祭供御の新穀を作り奉る悠紀主基兩齋田に於ける拔穂式の御模様を詳細に撮影したるもの。	閑院宮殿下御親閲の下に行はれたる京都府に於ける青年訓練並に學校教練の實況を収めたるもの。	東京帝大傳染病研究所指導の下に人體寄生虫中最も恐るべき十二指腸虫に就きその發育狀態並に感染経路を或は顯微鏡撮影より或は線畫による等數ヶ月を要して詳細に撮影し加ふるに之に關する豫防驅除等の注意を詳細に説示したるもの。
一	一	一	二	一	一	一	二
(九八〇〇)	(二〇〇〇)	(二〇〇〇)	(一四〇〇)	(三六〇〇)	(二二〇〇)	(一三〇〇)	(三三〇〇)

(三)	(三)	(七)	(七)	(六)	(六)	(六)	(六)
雪國の一日	魚の國(線畫)	實業補習教育(都會の卷)(漁村の卷)	體操	有用動物「牛」	水泳	御大禮觀兵式、特別觀艦式	人體寄生蟲と其の中間宿主
高田金谷山スキー場にて開催されし、全日本スキー大會の盛況とそれに出場せし諸選手の模範的の型を高速度撮影を利用し雪國獨特の風景を加へたるもの。	北海道的ヶ岳爆發の實況と附近一帶の慘害の實狀等を詳細に撮影したる實寫を多數の線畫を挿入し學術的説明を加へたるもの。曩に製作せる「我國の火山」の姉妹作なり。	小學校を卒へたる男女青少年が仕事のかたわら實業補習學校で職業の事や市町村民として必要なることを學習してゐる實況を(都市の卷)(農村の卷)(漁村の卷)三卷を收め、實業補習教育の實狀を詳細に撮影したるもの。	陸軍戸山學校、東京高等師範學校、東京女子高等師範學校、日本體育會、博識學校等に依頼して普通體操の各種目に互り撮影しその模範的の型を示し體育獎勵に資したるもの。	牛の効用に就て各種の方面より觀察し一々之を説示し牛が我々日常生活と如何に密接なる關係を有するか如何に廣く利用せらるゝかを示したるもの。	日本游泳聯盟に委嘱して斯道の一流選手を集め、日本古來の各種游泳法及近時の競泳法等を一々精細に撮影しコーチ用として編輯したるもの。	代々木練兵場に於ける大禮觀兵式並に横濱港外に於ける大禮特別觀艦式の實況を撮影したるもの。	東京帝大傳染病研究所宮川博士指導の下に約半歳の日子を費して苦心完成したるもの。主要なる人體寄生蟲十數種につき一々その發育感染経路を明細に説示すると共に之等寄生蟲とその中間宿主たる各種小動物との關係をも示したるもの。興味ある學術映畫の衛生思想宣傳映畫を兼ねたり。
1	1	3	1	1	2	1	2
(九二・〇六)	(一一〇・二〇)	(都)一八・二九五 (農)一〇・三〇〇 (漁)九・三三八	(一〇〇・〇〇)	(一四〇・〇〇)	(一七〇・二〇)	(九二・八〇)	(三三・〇〇)

(七)	(七)	(六)	(六)	(六)	(六)	(六)	(六)
赤石岳	駒ヶ岳の爆發	天皇陛下關西行幸	世界一週飛行	日出づる國	覺めよ國民	二つの世界	
赤石岳を中心とする日本南アルプスの風景を紹介し併せて地理、登山上等の參考に資するため、本省撮影班が本年初夏の頃十數日に亘り残雪尙深き南アルプスを踏破して附近一帶の風景と登山の實況とを撮影したるもの。	北海道駒ヶ岳爆發の實況と附近一帶の慘害の實狀等を詳細に撮影したる實寫を多數の線畫を挿入し學術的説明を加へたるもの。曩に製作せる「我國の火山」の姉妹作なり。	聖上陛下大島八丈島及び關西地方行幸に際し、本省撮影班を各地に派し各地に於ける陛下の御親閱御研究御探勝等の御模様をはじめ、各地官民の熱誠をこめたる奉迎送の實況等を謹寫せしめ、宮内省交付のものをも加へ編輯したるもの。	獨逸航空船ツエツペリン伯號の世界一週の途次我が國來訪に際し、その航空著陸乃至出航等の實況をはじめ、同航空船の構造設備等の模様をも撮影し、且つ線畫を加へて説示したるもの。	光輝ある我が歴史の跡をたづね遠く建國の昔より現代に至るまで各時代幾多の國難に君臣一體舉一致よくこれに處し我が文化を發達せしめたる過程を示し、更に今新に吾等に直面せんとする國難を暗示し、國民精神作興と國力培養の方途を示したるもの。	我が國が現に遭遇しつゝある經濟難局の實情を人口、生活物資の天然資源、貿易、國債等各方面より解剖し、この國家の難局に際して國民に尙浪費、奢侈、浮華、放縱等弊風力著しき指摘をし博く國民の自覺に訴へて舉國一致、勤儉力行以て國力を培養の方途を示したるもの。	「蟻と蝨」の寓話を基として蟻の勤勉と蛙、蝨、蝶等の安逸放縱の二つの生活を對照して「夏歌ふものは冬泣く」といふ勤儉力行の精神を何人にも容易に會得し得らるゝやう興味深く説示した教訓漫畫。	
2	2	2	1	3	2	1	
(一一八・〇〇)	(一五七・一〇)	(三三三・一〇)	(三三三・〇〇)	(三三三・〇〇)	(三三三・〇〇)	(三三三・〇〇)	

(五) 幼 兒 の 運 動	(六) 生 き る 力	(七) 忠 吉 は 歸 つ た (線 畫)	(八) 新 宿 御 苑	(九) 萬 國 工 業 會 議	(十) 御 親 閱 水 戸 堀 原 練 兵 場	(十一) 第 五 回 明 治 神 宮 體 育 大 會
供の育て方ニ乳兒の榮養一の姉妹作なり	嬰兒より幼稚園迄の子供の發育に伴ひ、その發達して行 樂並衣服と運動との關係を示したるも、幼兒の衛生娛 映畫を促すといふ筋にして國民生活の改善に資すべき教育 守る兄弟が、疲弊して行く村を振興せんがため、農村労働 を組織的合理的に改良せざるべからざることを叫び農民の 鼠忠吉は東京銀座に住む叔父を頼りに遙々上京したが恐怖 と繁劇の都會生活を目的のあたり見て田舎生活の平安さを知 り再び故郷へ歸るといふ筋。	イソプツ物語の一田舎の鼠と都會の鼠一の寓活を基として 興味深く描いた教訓漫畫、華かな都會生活に憧れる田舎の 鼠忠吉は東京銀座に住む叔父を頼りに遙々上京したが恐怖 と繁劇の都會生活を目的のあたり見て田舎生活の平安さを知 り再び故郷へ歸るといふ筋。	萬國工業會議開催に際し、總裁、秩父宮殿下御主催の新宿 御苑内の實景を限なく撮影したるもの。	我が國に於て開催せられたる世界最初の萬國工業會議の實 況に列席せる内外著名の學者の風貌を加へたるもの。	天皇陛下關東地方特別大演習御統監の爲茨城縣下行幸の御 水戸堀原練兵場に於ける群馬師木、茨城三縣下の男女青年 團員、在郷軍人、中等學校生徒、青年訓練所生徒等諸國體 御親閱の實況並鹿島神宮參拜をはじめ附近御巡幸の模様を 撮影したるもの。	第五回明治神宮體育大會に際し前例なき陸下の競技場行幸 並に競技天電等の御模様を漏れなく拜寫すると共に同大會 に於ける水泳、陸上遊球、野球、三馬術、拳闘、相撲、體 操及各種競技の實況を撮影したるもの。
一	五	一	一	二	二	三
(九・一〇)	(七九・一〇〇)	(三三・〇〇)	(七五・一〇)	(六六・〇〇)	(一七・一〇)	(三六・〇〇)

(十二) 皇 后 陛 下 東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 行 啓	(十三) 櫻	(十四) 石 油	(十五) 天 皇 陛 下 東 京 女 子 高 等 師 範 學 校 行 啓	(十六) 昭 和 の 帝 都	(十七) 極 東 選 手 權 競 技 大 會	(十八) 皇 太 后 陛 下 東 京 音 樂 學 校 行 啓
皇后陛下には昭和五年三月二十七日女子教育御獎勵の思召 を以て東京女子高等師範學校に行啓遊ばされ親しく同校の 教育狀況を御巡覽遊ばさる、その模様を謹寫せるものなり。	東京、京都、良奈、吉野等花の國櫻の名所をめぐる實寫な り。	石油の採掘精製及各種利用狀況等を始め石油より生ずる各 種副産物の製造利用の實情等を詳細に撮影し石油が我々日 常生活と如何に密接なる關係を有するかを興味深く説示し たる通俗學術映畫なり。	昭和五年三月、天皇陛下、復興帝都御巡幸並帝都復興式々 典御臨幸に際しその御模様を詳細に謹寫すると共に、會て 震災直後焼土の帝都御巡幸の御模様をも挿入し更に帝都復 興式典舉行當日市内各所に於ける復興祝賀の實況等をも加 へ編輯せるもの。	大震災の爲殆んど壊滅したる帝都東京の復興したる實況 を、道路、橋梁、建築其他社會的文化的各方面に亘つて撮 影し、近代文化施設の完備せる復興帝都の偉容を遺憾なく 示すと共に、震災前及震災當時の實況をも加へて帝都復興 を永遠に記念せんとするもの。	昭和五年五月第九回極東選手權競技大會開催に際し、特に 總裁秩父宮殿下が同大會出場の内外選手及關係者を召され ての新宿御苑に於ける御茶の會の模様と新緑に薫る御苑内 の風光を撮影したるもの。	皇太后陛下、音樂御獎勵の思召を以て昭和五年六月二十一 日東京音樂學校へ行啓に際し、その御模様を拜寫すると共 に、當日陛下はじめ各皇族殿下御聽覽の邦樂洋樂及舞踊等 演奏の實況を撮影したるものなり。
一	一	二	一	二	一	一
(八・一〇)	(三〇・〇)	(一三〇・〇)	(一〇五・一〇)	(一八・〇〇)	(一〇・〇〇)	(一〇五・〇〇)

(一六) 教育勸語漢發四十年記念式	(一五) 明治の輝	(一四) 明治神宮奉納神事録	(一三) 全國男女青年代表御親閱	(一二) ろば(線畫)	(一一) 禮儀作法	(一〇) 鹿島槍ヶ岳と下廊下	(九) ガラスの話	(八) 皇后陛下東京盲學校行啓	(七) 皇后陛下東京聾啞學校行啓	(六) 海洋少年團御親閱
昭和五年十月三十日、文部省及東京府市主催の下に東京帝國大學に於て舉行せられたる教育勸語漢發四十年記念式典の状況を詳細に撮影せるものにして、同式典の盛儀を記念すべき唯一の映畫なり。	教育勸語漢發四十年並明治神宮鎮座十年祭を記念し維新の廣業を遂行し文化今日の隆盛の礎を築かせ給へる明治天皇を敬慕し奉らむがため、御製に御遺物に其の他天皇を國民教育の資料に供せんとするものなり。	明治神宮鎮座十年祭に際し昭和五年十一月四日全国各地より選ばれて奉納されし八種の神事録を特に本映畫製作のため明治神宮外苑にて行ひ本省のみ撮影したるものなり。	昭和五年十一月二日、日比谷公會堂に於て舉行せる令旨奉戴十周年記念式典の實況と、翌三日宮城前廣場に於ける全國男女青年代表御親閱の御實況とを撮影編纂せるものにして、各府縣代表の入室、宿舍出發入場の實況等をも之に加へたる好箇の記念映畫なり。	イッツブ物語中より抽出せるものにして、自分に確かなる他人の言葉や無暗に信賴する農夫の親子が「ろば」を市場に賣りに行く途中途にその「ろば」を川中に落し失望の極に達したと云ふ教訓的風刺線畫なり。	本映畫は日常普通の基本的作法の型を各流派の何れにも偏することなく、現在の實生活に適應し得らるる様撮影編輯せるものにして、立ち方、坐り方、歩き方等より訪問接客等は勿論茶葉の進め方、受け方、神佛兩様の基本的作法を示し各種の日常社會生活に必要な和洋兩様の基本的作法を示し各種の場合に座席し得らるる様説示したるものなり。	昭和三田尻試験場の盡力により鹽田作業機械製鹽の數種專賣局に於ける鹽の検査上げの實況等製鹽業の實際を洩れなく撮影せるものなり。	板ガラス、ガラス器、其他各種ガラスの製造工程、品質、用途等を説示すると共に日常生活の各方面に於けるガラスの及その恩恵を展開し、歴史に顧みて現代に於ける科學の發達及科學工業工藝等の參考映畫なり。	皇后陛下昭和五年七月二日東京盲學校に行啓親しく盲人教育の實際を御視察の上、同校職員生徒の音樂演奏會を御聽覽遊ばされし際の御模様を拜寫したるもの。	昭和五年七月二日、皇后陛下東京聾啞學校に行啓、親しく聾啞教育の實際を御視察の上當日特別に催されたる、學藝會に臨御、可憐なる聾啞兒の學習遊戯を台覽遊ばされたる際の御模様等を拜寫せるもの。	昭和五年六月、天皇陛下、静岡御巡幸の御特別の思召を以て沼津御用邸より重須海岸に至る海上を少年團日本聯盟海洋部の練習船義勇和爾丸に乗御、親しく健兒の諸作業を閲はせられたる御模様を詳細に拜寫すると共に、附近の明媚なる風光を収めたるもの。
1	2	1	1	1	2	2	2	1	1	1
(10000)	(111000)	(112000)	(113000)	(114000)	(115000)	(116000)	(117000)	(118000)	(119000)	(120000)

(一六) 教育勸語漢發四十年記念式	(一五) 明治の輝	(一四) 明治神宮奉納神事録	(一三) 全國男女青年代表御親閱	(一二) ろば(線畫)	(一一) 禮儀作法	(一〇) 鹿島槍ヶ岳と下廊下	(九) ガラスの話	(八) 皇后陛下東京盲學校行啓	(七) 皇后陛下東京聾啞學校行啓	(六) 海洋少年團御親閱
昭和五年十月三十日、文部省及東京府市主催の下に東京帝國大學に於て舉行せられたる教育勸語漢發四十年記念式典の状況を詳細に撮影せるものにして、同式典の盛儀を記念すべき唯一の映畫なり。	教育勸語漢發四十年並明治神宮鎮座十年祭を記念し維新の廣業を遂行し文化今日の隆盛の礎を築かせ給へる明治天皇を敬慕し奉らむがため、御製に御遺物に其の他天皇を國民教育の資料に供せんとするものなり。	明治神宮鎮座十年祭に際し昭和五年十一月四日全国各地より選ばれて奉納されし八種の神事録を特に本映畫製作のため明治神宮外苑にて行ひ本省のみ撮影したるものなり。	昭和五年十一月二日、日比谷公會堂に於て舉行せる令旨奉戴十周年記念式典の實況と、翌三日宮城前廣場に於ける全國男女青年代表御親閱の御實況とを撮影編纂せるものにして、各府縣代表の入室、宿舍出發入場の實況等をも之に加へたる好箇の記念映畫なり。	イッツブ物語中より抽出せるものにして、自分に確かなる他人の言葉や無暗に信賴する農夫の親子が「ろば」を市場に賣りに行く途中途にその「ろば」を川中に落し失望の極に達したと云ふ教訓的風刺線畫なり。	本映畫は日常普通の基本的作法の型を各流派の何れにも偏することなく、現在の實生活に適應し得らるる様撮影編輯せるものにして、立ち方、坐り方、歩き方等より訪問接客等は勿論茶葉の進め方、受け方、神佛兩様の基本的作法を示し各種の日常社會生活に必要な和洋兩様の基本的作法を示し各種の場合に座席し得らるる様説示したるものなり。	昭和三田尻試験場の盡力により鹽田作業機械製鹽の數種專賣局に於ける鹽の検査上げの實況等製鹽業の實際を洩れなく撮影せるものなり。	板ガラス、ガラス器、其他各種ガラスの製造工程、品質、用途等を説示すると共に日常生活の各方面に於けるガラスの及その恩恵を展開し、歴史に顧みて現代に於ける科學の發達及科學工業工藝等の參考映畫なり。	皇后陛下昭和五年七月二日東京盲學校に行啓親しく盲人教育の實際を御視察の上、同校職員生徒の音樂演奏會を御聽覽遊ばされし際の御模様を拜寫したるもの。	昭和五年七月二日、皇后陛下東京聾啞學校に行啓、親しく聾啞教育の實際を御視察の上當日特別に催されたる、學藝會に臨御、可憐なる聾啞兒の學習遊戯を台覽遊ばされたる際の御模様等を拜寫せるもの。	昭和五年六月、天皇陛下、静岡御巡幸の御特別の思召を以て沼津御用邸より重須海岸に至る海上を少年團日本聯盟海洋部の練習船義勇和爾丸に乗御、親しく健兒の諸作業を閲はせられたる御模様を詳細に拜寫すると共に、附近の明媚なる風光を収めたるもの。
1	2	1	1	1	2	2	2	1	1	1
(10000)	(111000)	(112000)	(113000)	(114000)	(115000)	(116000)	(117000)	(118000)	(119000)	(120000)

(二七) 昭和五年十一月親岡山練兵場	(二六) 鯨	(二五) 水の力	(二四) 北伊豆震災
昭和五年十一月、天皇陛下陸軍特別大演習御統監の御岡山練兵場に於て岡山、廣島、山口三縣下の男女青年團員、在郷軍人、中等諸學校、青年訓練所生徒等の諸團體御親閱の御模様と同練兵場に於て行はれたる觀兵式の實況とを示したるものなり。	宮城縣金山沖に於ける壯絶なる『まつころ』鯨一捕獲の實況及捕鯨會社に於ける捕獲鯨處理の模様等を撮影し加ふるに鯨の効用をも示したるもの。	葉末の一滴よりやかて溪流となり、河となり海となる優しくも偉大なる水の力と効用とを説きたるものにして、灌漑、通運、發電等をはじめあらゆる機會にあらゆる形態を以て人生に無限の恩恵を與へる水の効用を示したり。	昭和五年十一月二十六日北伊豆地方に起りたる地震被害の實況並地面に現はれたる地震の影響等につき線畫を加へ詳細に撮影したるものにして一見直ちに當時の慘狀を知ることが得べし。
二 (一七・〇〇) 五二五	二 (一七・〇〇) 四七五	一 (二〇・〇〇) 二〇〇	二 (一七・〇〇) 三二五

映畫に關する事項は

文部省社會教育局庶務課に

照合せられたし

終

